

平成 21 年 6 月 25 日

東日本高速道路株式会社

入札・契約制度の改善について

低入札価格に対する厳格な対策について

NEXCO東日本においては、低入札価格対象工事について、通常の監督検査体制を強化することにより、工事の品質の確保を図っています。

しかしながら、最近の低入札価格調査ヒアリングの結果、低入札により当該工事に必要な費用を他の工事から補填することなどが見受けられており、また、低入札価格調査対象以外の工事でも不適切な事象も発生しており、工事の適正な品質の確保や安全性確保に懸念が生じています。

このことから、NEXCO東日本では、工事のより適正な品質等を確保するため、低入札価格に対する厳格な対策(失格基準の設定等)を実施することとします。

1 低入札価格調査の厳格化

1 重点調査の調査内容強化

■ 失格基準の設定

・入札価格を構成する「直接工事費」と「共通仮設費」の合計額が、当社が算出した一定率(70%)を下回る場合は失格とします。

・現場管理費及び一般管理費について、最低限必要な費用の計数根拠がない場合は失格とします。

2 低入札価格調査における提出書類の厳格化

■ 提出期限の変更(10日 7日)

■ 書類不備などによる差替えを禁止

■ 誓約書の提出者の変更(契約者 代表取締役)

2 総合評価方式の改善

■ 総合評価方式の評価算出を「除算方式」から「加算方式」に全面移行します。

■ 施工体制評価型に「入札率に応じた施工体制に係る評価を行う手法」を追加します。

3 施工段階における改善（適正な施工体制の確保）

(低入札価格調査対象)

1 技術者の増員

■ 元請業者が過去2年間に次のいずれかに該当する場合は、配置する技術者と同等の資格を有する技術者を専任で配置することを義務付けします。

- ア) 品質・安全に関して1ヶ月以上の資格停止を受けた企業
- イ) 工事成績が65点未満の工事があった企業
- ウ) 修補又は損害賠償請求をうけた企業
- エ) 遅延損害請求を受けた企業

(重点調査対象)

2 施工体制点検の強化

■ 従前の施工体制点検に加え、施工段階で下請業者も含め施工体制台帳・施工計画の内容をヒアリング等で確認します。

4 しゅん功時の改善（チェック）

(重点調査対象)

1 工事コスト調査結果による措置

■ 工事コスト調査結果による工事成績評定点等への反映を行います。

5 低入札価格に対する厳格な対策の適用時期

■ 8月の発注予告から適用を予定

地域の優良企業の適切な評価について

災害などの緊急時対応を強化するため、また、地域に密接する工事の確実な施工を確保するため、地域に基盤を置き地域に密着している、地域の優良企業を適切に評価することとします。

1 地域の優良企業の適切な評価

1 企業の地域精通・地域貢献を適切に評価

- 総合評価落札方式の評価項目に地域企業の優良企業の活用状況などを追加し、加点評価を実施します。

2 技術力再評価措置の導入(競争参加資格審査での再評価)

- B等級土木工事について、その工事の行われる地域のC等級の者(地域の業者)から競争入札参加希望の申請があった場合、国土交通省の施工実績を加算のうえ、再評価(技術評価点の再評価)して、その算定結果により、当該者をB等級相当と認定します。

3 土木工事(C等級)等の取扱い

- 発注する工事のうち、災害復旧工事、小規模工事等の場合は、次のとおり「地域要件」を設定することとします。

(1) 施工実績者数が相当数確保されるなど競争性が確保される場合においては、条件付一般競争入札の競争参加資格要件に地域要件を設定

(2) 入札不調のおそれがある場合は、「拡大型指名競争入札方式」を適用

具体的には、

- ・ 地域の企業で競争参加資格要件(施工実績等)を有する者を指名(実績者を全指名)
- ・ 地域の企業以外でも競争参加資格要件(施工実績等)がある場合は競争参加が可能

2 地域の優良企業の適切な評価についての適用時期

- 8月の発注予告から適用を予定